

既存施設に係る変更について

資料2

以下に該当する変更を行うときは、市条例による一連の手続きが必要です。

H28.12

廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)第15条の2の6第1項によるもの

法15条第2項 第4号 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更

第5号 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)の変更

- 当該処理能力増大が10%以上(省令第12条の8第1項)

第6号 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更

- 産業廃棄物処理施設の位置 (省令第12条の8第2号) (省令第11条第2項第1号)
- 産業廃棄物処理施設の処理方式 (") (省令第11条第2項第2号)
- 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量の増大又は排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。) (省令第12条の8第4号) (省令第11条第2項第4号)
- 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの (省令第12条の8第3号) (省令第11条第2項第5号)
- 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
- ※ 下表右欄にある設備を変更するとき (省令第12条の8第3号) (省令第11条第2項第3号)
- その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項 (省令第12条の8第3号) (省令第11条第2項第6号)

産業廃棄物処理施設の種類		変更する設備等
第1号	汚泥の脱水施設	脱水機
第2号	汚泥の乾燥施設	乾燥設備
第3号	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)の焼却施設	燃焼室
第5号	廃油(PCB等を除く)の焼却施設	
第8号	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)の焼却施設	
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
第13号の2	産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号、第12号を除く)	
第4号	廃油の油水分離施設	油水分離施設
第6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
第7号	廃プラスチック類の破碎施設	破碎機
第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	
第9号	有害物質(政令別表第3の3に掲げる物質)又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	混練設備
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼施設
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	溶融炉又は破碎設備
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	反応設備
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備
第14号 イ	特定有害産業廃棄物の最終処分場(遮断型最終処分場)	外周仕切設備
第14号 ロ	安定型産業廃棄物の最終処分場(安定型最終処分場)	擁壁又はえん堤
第14号 ハ	イ、ロ以外の産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類など)の最終処分場(管理型最終処分場)	遮水層又は擁壁若しくはえん堤

第7号 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更

●排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 (省令第12条の8第5号) (省令第11条第3項第1号)

※周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられる場合を除く

●排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

※頻度が高くなるもののみの変更を除く (省令第12条の8第5号) (省令第11条第3項第2号)

●その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(省令第12条の8第5号) (省令第11条第3項第3号)

廃掃法第14条の2第1項・第14条の5第1項によるもの

第1項

収集運搬業・処分業における事業の範囲の変更

(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類の変更)

※事業の一部の廃止を除く

廃掃法施行規則第10条の4第1項・第10条の16第1項の申請書に記載した事項の変更

処分業における次の変更

第4号 事業の用に供する施設の設置場所の変更

事業の用に供する施設の処理能力(10%以上の増加)

第6号 廃棄物保管の場所の変更

廃棄物保管の場所の面積(10%以上の増加)

廃掃法施行規則第9条の2第1項・第10条の12第1項の申請書に記載した事項の変更

収集運搬業における次の変更

第5号 廃棄物積替え又は保管の場所の変更

廃棄物積替え又は保管の場所の面積(10%以上の増加)

土壌汚染対策法第23条第1項によるもの

第22条第2項

第3号 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

第4号 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

その他、周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

